



1

●記号・番号は資格情報のお知らせまたは資格確認書に記載されています。

2

●負傷原因が、第三者によるものの場合、「第三者行為による傷病届」の提出が必要になります。

3

●負傷したときの状況をなるべく詳しく(具体的に)記入してください。

4

●業務(通勤)災害に該当するかどうかは、労働基準監督署が認定を行いますので、詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。